

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

(以下「甲」といいます。)と (以下「乙」といいます。)
とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約を締結します。なお、本委託契約の履行細目は別紙「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書（以下「委託細目書」といいます。）」に基づくものとします。

第1条（契約対象電気工作物の概要）

1 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

- (1) 事業場の名称
- (2) 事業場の所在地
- (3) 需要設備
 - ア. 設備容量
 - イ. 受電電圧
- (4) 非常用予備発電装置
 - ア. 定格容量
 - イ. 定格電圧
 - ウ. 原動機の種類
- (5) 常用発電所
 - ア. 定格容量
 - イ. 定格電圧
 - ウ. 原動機の種類

第2条（委託業務の内容）

1 乙が実施する保安管理業務は、次の各号により、保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下、保安業務担当者といいます。）が自ら実施するものとします。

- (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙「委託細目書」のとおり）を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、技術基準といいます。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは関西電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指示し、再発防止につきとるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。

- (3) 電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (4) 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (5) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
 - (7) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、別紙「委託細目書」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しない恐れがあるときは、そのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されるものに限り、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができます。
- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な電気工作物
 - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物
 - (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第 1 項によるほか、甲が確認を行うものとします。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（以下、絶縁監視装置といいます。）を有する事業場については、別紙「委託細目書」に定めるところにより、処置を行うものとします。

第 3 条（点検の頻度と監視装置）

- 1 第 2 条第 1 項に定める乙が定期的に行う点検内容は別紙「委託細目書」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとします。
- (1) 月次点検 毎月 1 回（設置・改造等の工事期間中は毎週 1 回以上）
 - (2) 年次点検 毎年 1 回
 - (3) 臨時点検 必要の都度
- 2 甲又は乙は、次の各号の事情により該当月の定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）が実施できない場合は、甲乙協議の上、代替日を決定し定期点検を実施、又は電話等の問診に換えることができるものとします。

(1) 病原性ウイルスやその他感染拡大のおそれがある疾病が発生した場合

(2) 地震、台風、水害等により点検に赴けない場合

3 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙が設置する装置は次のとおりとします。

監視装置 (絶縁監視装置)

4 監視装置(絶縁監視装置)は、常に正常に稼働するように乙の責任の下にメンテナンスを行います。

~~第4条 (委託手数料)~~

~~1 第2条第1項第1号から第3号に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。
ただし、第2条第1項第1号に定める業務を平日のこの執務時間以外に実施する場合の
手数料は、別にこの定める規定によりその都度算定します。~~

~~基準月額手数料 () (消費税を除く)~~

~~2 前項以外の手数料は、甲乙協議の上決定します。~~

~~第5条 (支払条件等)~~

~~1 甲は、次の支払い条件のいずれかにより、前条の手数料を乙に支払うものとします。~~

~~(1) 毎月払い 前条手数料を毎月月末までに支払うものとします。~~

~~(2) ヶ月払い 前条手数料の ヶ月分を 月 日までに支払うものとします。~~

第6条 (連絡責任者等)

1 甲は、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。

4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。

5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

第7条 (甲及び乙の協力及び義務)

1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。

2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

3 甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとします。

- (1) 代表者の変更、相続及び合併等による権利義務の承継
- (2) 委託者、事業場の名称及び所在地の変更
- (3) 連絡責任者の決定又は変更。発電所を有する場合は運転責任者の決定又は変更
- (4) 電気事故
- (5) その他乙の保安管理業務実施の上で乙が必要として甲に通知を求めた事項

第8条（保安業務担当者の資格等）

- 1 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。
- 2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じ提示することとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」といいます。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- 5 保安業務担当者を明確にするため、乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせし、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とします。

第9条（記録の保存）

- 1 甲は、乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録（保安管理業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）等を確認するとともに、甲乙双方において3年間保存するものとします。

第10条（損害賠償）

- 1 乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

第11条（機密の保持）

- 1 乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとします。ただし、乙は、経済産業省からその監督業務に必要として提出要請があった、甲の自家用電気工作物に対して実施した乙の保安管理業務に係る事項及び本契約書の写しを提出することができるものとします。

2 本条の規定は契約の解除後も効力を有するものとします。

第 12 条（契約期間内の更改）

1 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 非常用発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 常用発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 甲が保安規程を変更する場合
- (7) 乙が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

第 13 条（契約の解除等）

1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、3箇月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

3 契約書第 1 条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。

- (1) 廃止された場合
- (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が 7,000 ボルトをこえた場合
- (5) 発電所の出力が 2,000 キロワット以上（水力発電所、火力発電所、太陽光発電所及び風力発電所に限る。）となった場合。
- (6) 出力 1,000 キロワット以上の発電所（上記に掲げるものを除く。）
- (7) 構外にわたる配電線路の電圧が 600 ボルトをこえた場合
- (8) 電気事業法施行規則第 48 条第 1 項各号に掲げる場所となった場合
- (9) 甲又は乙が、この契約又は電気関係法令に基づく義務に違反し、この契約に定める保安管理業務等の実施ができないと認められた場合
- (10) 甲が、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規程に適合していない箇所の改修を、乙の指導、助言後も長期間改修せずに放置した場合
- (11) 保安規程で定める年次点検について、甲が乙に対して協力を行わず、年次点検が実施されない場合

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、この契約の全部を解除できるものとします。

(1) 相手方が次のいずれかに該当すると認められる場合。

暴力団

暴力団員

暴力団準構成員

暴力団関係企業

総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団体等

その他前各号に準ずる者

(2) 相手方が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。

暴力的な要求行為

法的な責任を越えた不当な要求行為

取引に関して、脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計を用いて甲または乙の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

その他前各号に準ずる行為。

第 15 条（停電により設備を停止状態にして実施する点検）

1 停電により設備を停止状態にして実施する点検及び臨時点検における甲所有設備の停電操作・復電操作は、甲の責任において行うものとします。停電により設備を停止状態にして実施する点検及び臨時点検の実施において甲所有の設備に損害が発生した場合の責任負担については、当該損害が乙の故意又は重大な過失により発生したことが明白な場合は乙の負担とし、その他は甲の負担とします。

第 16 条（契約期間）

1 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

第 17 条（契約事項等の解釈）

1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

委託者（甲）

住所

氏名

⑩

受託者（乙）

住所

氏名

⑩

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

- 1 乙は、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告します。報告を受けた甲は、その記録(保安業務担当者の氏名を含む)を確認及び保存するものとします。
また、技術基準に適合しない次項がある場合は、必要な指導又は助言を行います。
 - (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験(以下、定期点検をいいます。)
 - (2) 電気事故発生時等の応急措置(現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等)の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行う。
 - (3) 中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
 - (4) 法令に基づく立入検査への立会い
 - (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
 - (6) その他、乙がこの契約を履行するために必要な事項
- 2 前項第1号に定める定期点検の種類及び頻度は別表1「点検、測定及び試験の基準等」のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行います。
- 3 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、別表1「点検、測定及び試験の基準等」に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行います。
- 4 保安業務担当者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施します。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではありません。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - ① 建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - ② 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ③ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - ④ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械等)
 - ⑤ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)
 - (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な電気工作物
 - ① 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
 - ② 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
 - ③ 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
 - ④ 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
 - ⑤ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

5 別表1「点検、測定及び試験の基準等」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

(1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施します。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがあります。

(2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施します。

ただし、信頼性が高く、かつ、別表1「点検、測定及び試験の基準等」と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、甲、乙協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとします。

また、年次点検は当該月の月次点検を含みます。

(3) 前項の信頼性が高いとは次の要件を満足するものとします。

・経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないもの

(4) 第1項の別表1「点検、測定及び試験の基準等」と同等と認められる点検とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、同別表備考において示した点検をいいます。

(5) 定期点検のための執務時間は、別表1「点検、測定及び試験の基準等」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とします。

(6) 定期点検時には別表1「点検、測定及び試験の基準等」に記載の点検のほか、甲に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行います。

6 絶縁監視装置を設置している事業場

(1) 点検は、別表1「点検、測定及び試験の基準等」のとおり実施します。

(2) 警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとします。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、漏えい警報とといいます。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとします。

(3) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存します。